

【1984年5月8日】身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
衆議院社会労働委員会

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院社会労働委員会  
昭和五九年五月八日

政府は、本法の施行に当たり、障害者の雇用の促進と安定を図るため、次の事項について、その実現に努力すべきである。

- 一 身体障害者の雇用率達成指導の強化に努め、身体障害者の雇用に消極的な企業については、企業名の公表制度の活用についても十分に検討すること。
- 二 公共職業安定所における職業紹介及び職業指導體制の充実強化に努めるとともに、障害の種類、特性に応じたきめ細かな諸対策の推進に努めること。
- 三 障害者の雇用の安定と維持を図るため、就職後の定着指導等のフォローアップに努めること。
- 四 マイクロ・エレクトロニクス等産業構造の変化に対応した障害者の職域開発の推進を図るとともに、障害者の実情に即応した職業訓練体制の充実に努めること。
- 五 精神薄弱者の雇用の促進と安定を図るための条件整備対策の充実強化に努めるとともに、雇用率の適用問題の検討を進めること。
- 六 納付金関係業務が的確に遂行されるよう身体障害者雇用促進協会を十分指導するとともに、助成金については、所期の目的が達せられるよう審査及びフォローアップ体制の充実に努めること。
- 七 総合的なリハビリテーション施設の設置に努めるとともに、職業リハビリテーションに従事する専門職員の養成、研修体制の充実強化に努めること。